

○奨学生の推薦に係る特別措置検討委員会規程

平成10年3月31日

達第963号

(設置)

第1条 日本育英会職制第23条の規定に基づき、本部に奨学生の推薦に係る特別措置検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の所掌事務)

第2条 委員会は、理事長の諮問に応じ、大学等における不祥事等に伴う奨学生新規採用者推薦数の配分に関する特別調整措置について検討し、答申する。

(特別調整措置の適用)

第3条 前条の特別調整措置は、日本育英会の事業が大学等との連携協力により成り立つ事業であることに鑑み、次の各号に掲げる事由の一に該当する大学等について、これを適用することができる。

- (1) 大学等において入学試験等について不正が行われたこと。
- (2) 大学等において著しい定員超過や管理運営の不適正のため、公立看護大学等経常費等補助金、私立大学等経常費補助金その他公的補助金を受けられないこと又は辞退していること。
- (3) 大学等において奨学業務遂行にあたり、故意又は重大な過失により社会的に責任を問われる事故を起こしたこと。
- (4) 大学等において、前3号に準じる不適正な管理運営があつたこと。

2 前項の特別調整措置の適用は、その事由の事実を照らし、その情状及び程度に応じて、奨学生の新規採用者推薦数の当該大学等への割当に当たつて、適用の前年度の割当実績から、次の各号に定めるところにより縮減した推薦数を割当することによつて行うものとする。

- (1) 5パーセント又は10パーセントを縮減する。
- (2) 20パーセント、30パーセント又は40パーセントを縮減する。
- (3) 50パーセントを縮減する。
- (4) 全数を減じる。

3 前2項の規定に基づく特別調整措置を適用しようとするときは、あらかじめ日本育英会職制第4条の2の規定に基づき設置された奨学事業運営協議会（以下「協議会」という。）に諮り、その了承を得るものとする。ただし、やむを得ない事情により事前に協議会の了承を得ることができないときは、事後にその了承を得るものとする。

(委員会の組織及び委員の任命)

第4条 委員会は、委員長1人及び委員若干人をもつて組織する。

2 委員長は、奨学部の業務を担当する理事をもつて充てる。

3 委員は、奨学部長、返還部長、東京支所長、奨学部総務課長及び奨学部奨学課長とし、この他に必要がある場合は、その他の職員の中から会長が任命する。

(委員長の職務)

第5条 委員長は、会務を掌理する。

2 委員長に事故があるときは、会長の指名した理事が、委員長の職務を代理する。

(委員会の会議の運営)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し会議の議長となる。

2 会議は、委員の3分の2が出席しなければ開くことができない。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、奨学部総務課が担当する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるものの他、必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。